社会福祉法人昭和村社会福祉協議会　臨時雇用職員の就業規則

（趣　旨）
第１条　この規則は、社会福祉法人昭和村社会福祉協議会（以下「本会」という。）事務局規程第２条第４項の規定に基づき本会が雇用する臨時雇用職員（以下「臨時職員」という。）の就業及び賃金等に関し労働基準法（昭和２２年法律第４９号以下「法」という。）に規定されるもののほか必要な事項について定めることを目的とする。

（定　義）
第２条　この規則において、臨時職員とは１ヵ月の勤務時間又は勤務日数が正規の職員の４分の３以上であり、１カ年以内の契約で雇い入れられる職員をいう。ただし、継続する雇い入れ期間が５年を超える場合には満６５歳に達する日の属する年度の末日まで雇い入れるものとする。
２　前項及び第３０条第１項第３号の規定にかかわらず、会長が特に必要と認めた場合には雇い入れ期間を延長することができるものとする。

（提出書類）
第３条　臨時職員として雇い入れを希望する者は、次の書類を提出しなければならない。
（１）所定様式の履歴書
（２）その他本会が必要と認め提出を求めた書類

（雇用手続き）
第４条　会長が臨時職員を雇用する場合には、雇用期間・雇用条件等を明記した雇用通知書別記（様式第１号）を臨時職員に交付しなければならない。また、雇用を延長する場合についても同様の手続きを行うものとする。
２　雇用期間満了日前に臨時職員を解雇しようとするときは、法第２０条の規定により、解雇予告通知書別記（様式第２号）を交付するものとする。

（服　務）
第５条　臨時職員となった者は、職場の円滑な運営と秩序を保つため職務上の命令を守ると共に職場の連携を密にし、互いに協力しその責務を誠実に尽くさなければならない。

（ハラスメントの禁止）
第６条　パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、第５条（服務）及び第２８条（処分）のほか、詳細は職場におけるハラスメントの防止に関する規程により別に定める。

（秘密を守る義務）
第７条　臨時職員は職務上知り得た秘密に属することは漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（対　応）
第８条　臨時職員は絶えず資質の向上に努力し、本会の業務の運営に対して親切丁寧な態度で接するよう努めなければならない。

（出勤停止）
第９条　会長は、業務上必要と認められるときは臨時職員に対し出勤停止を命令することができる。
２　出勤停止命令及び休業手当に関する事項は、別に定める基準による。

（出勤の記録）
第１０条　臨時職員は、本会所定の方法により自ら出勤を記録するものとする。
２　事務局長は臨時職員の出勤状況を翌月１０日までに会長に報告しなければならない。

（勤務日及び勤務時間）
第１１条　臨時職員の勤務日及び勤務時間は、休憩時間を除き原則として１週４０時間を超えない範囲内で会長が指定する。ただし、業務に支障がある場合はこの限りではない。

（遅刻、早退及び外出）
第１２条　臨時職員がやむを得ない事由により遅刻、早退若しくは勤務時間中に外出しようとする場合は、その都度事務局長に届け出て承認を得るものとする。

（時間外労働及び休日労働）
第１３条　業務上やむを得ない場合には、指定した勤務時間を超えて時間外及び休日に労働をさせることができる。

（休　日）
第１４条　臨時職員の休日は次のとおりとする。
（１）会長が指定する日
（２）年末年始（１２月２９日から翌年１月３日）

（年次有給休暇）
第１５条　臨時職員のうち、６カ月以上継続して勤務し、本会指定の労働日数の８割以上勤務した者に年次有給休暇を付与する。ただし、６カ月を超える雇用歴があり、再度雇用された者には雇用月に付与する。
２　年次有給休暇の付与日数並びに付与時間数は法の定めるところによる。
３　年次有給休暇は、１日又は１時間を単位として与える。
４　年次有給休暇は臨時職員の請求するときに与えることができる。

（特別休暇）
第１６条　特別休暇は、臨時職員に次の期間内で付与することができる。
（１）忌引休暇　職員の就業規則に準じた期間
（２）夏期休暇　７月～９月までの期間内で３日を超えない期間
（３）定期健康診断を受診する場合　会長が指定する時間
（４）業務上の傷病休暇　会長が指定する期間
（５）傷病休暇　医師の証明に基づき一つの傷病について３０日を超えない期間
（６）産前産後休暇　職員の就業規則に準じた期間
（７）その他やむを得ないと認められる場合　その都度会長が必要と認める期間
２　特別休暇は、有給休暇とする。

（育児休業）
第１７条　臨時職員の育児休業等に関する事項は、別に定める規則による。

（介護休業）
第１８条　臨時職員の介護休業等に関する事項は、別に定める規則による。

（欠　勤）
第１９条　臨時職員が傷病その他やむを得ない事由により欠勤しようとするときは、その都度事務局長に届け出て承認を得るものとする。
２　傷病のため欠勤が７日以上に及ぶときは、治療を必要とする期間を記載した医師の診断書を提出するものとする。
３　前２項による場合は賃金を支給しない。

（賃　金）
第２０条　臨時職員の職務に応じた賃金は時間給を基本とし、次の各号ごとに定める。ただし、臨時職員としての雇い入れ期間が継続する場合には嘱託職員の就業規則第２１条の別表１勤務年数に応じた加算額を準用し加算するものとする。
（１）地域別最低賃金時間額に２６３円を加えた額
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、管理栄養士、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、保育士、幼稚園・学校教諭、社会保険労務士、司法書士、その他会長が認める資格を有する者
（２）地域別最低賃金時間額に１６３円を加えた額
介護職員実務者研修修了（名称を問わず同等の資格を含む）、社会福祉主事任用資格、栄養士、放課後児童支援員等資質向上研修を修了した者、その他会長が認める資格を有する者
（３）地域別最低賃金時間額に１１２円を加えた額
調理師、放課後児童支援員認定資格研修を修了した者、その他会長が認める資格を有する者
（４）地域別最低賃金時間額に８３円を加えた額
上記以外の者
※第１号の資格を基本とするさらに上位の資格を取得、または上位の研修等を修了したときは、第１号の時間給を超えて加算を行うことができるものとし、その額は会長が定める。新たな時間給の適用については、届出のあった日の属する月の翌月とする。また、第１号及び第２号の資格を取得し時間給を変更する必要が生じた場合も同様とする。
※第１号及び第２号の有資格者であっても、その資格を要する（当該資格があることが望ましい職務を含む）職務でなければ第３号の時間給を適用する。ただし、業務・人事管理上の都合により異動等があった場合はこの限りではない。
※最低賃金額改正に伴う時間給の変更は発効月１日より適用する。ただし、改正により新たな時間給が従前の時間給を下回った場合は、従前の時間給を適用するものとする。
２　特別な事由により前項により難い場合は、会長が別に定める額とする。
３　指定した勤務時間を超えて勤務を命ぜられた臨時職員には、超過勤務手当を支給することができる。
４　超過勤務手当の計算方法は、職員の給与規程を準用する。
５　通勤手当の支給については、嘱託職員の就業規則第２２条の規定を準用し、支給する。
ただし、正規職員の勤務日数以下の場合には１日当たりに換算した額を支給することができる。

（賃金の支給日）
第２１条　賃金は、特に定めのない場合に限り、末日締めの翌月１０日に口座振込によって支給する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日に当たる場合は、前日もしくは金融機関直近営業日とする。

（賃金の計算方法）
第２２条　時間給は３０分を単位として支給する。
２　遅刻、早退及び欠勤等により正規の勤務をしないときは、その勤務をしない時間に対する賃金は支給しない。
３　前項の規定にかかわらず、年次有給休暇取得による場合には賃金を支給する。

（勤勉手当）
第２３条　勤勉手当は、臨時職員のうち、無断欠勤や遅刻・早退がなく業務遂行した者に支給することができる。
２　勤勉手当の支給内容は予算の範囲内で会長が定める。

（社会保険の適用）
第２４条　臨時職員の社会保険加入については、健康保険法（大正１１年法律第７０号 ）、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）の定めるところによる。

（安全衛生）
第２５条　会長は、臨時職員の安全衛生のために必要な措置を講じ、災害及び疾病の発生を予防し、健康にして安全な労働環境の確保に努めるものとする。

（災害補償）
第２６条　業務上の事由による傷病又は死亡に対する補償は、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）及び法の定めるところによる。

（弁　償）
第２７条　臨時職員が、故意又は重大な過失により本会に損害を与えたときは、損害の全部又は一部を弁償させることができる。

（処　分）
第２８条　臨時職員が次の各号に該当するときは処分する。但し、解雇する場合は、少なくても３０日前に予告するものとする。３０日前に予告できない場合には３０日分の平均給与を支給する。
（１）職務を著しく怠ったとき
（２）規則、業務上の指示に従わず、又は法令に違反する行為があったとき
（３）本会の体面を汚したとき
（４）故意又は重大な過失により本会に損害を与えたとき
２　前項による処分は次の区分により行う。
（１）戒　　告　始末書等に残し、その将来を戒める
（２）減　　給　１日につき平均賃金の２分の１以内を減ずる　ただし、月額において平均月額の１０分の１を限度とする
（３）懲戒解雇　労働基準監督署の認定を得て即時解雇する

（退職の願書）
第２９条　臨時職員が雇用期間中に退職しようとするときは、原則として１カ月前までにその理由を示し、会長に願書を提出しなければならない。

（退職事由）
第３０条　次の各号の一に該当するときは退職とし、臨時職員の資格を失う。
（１）死亡したとき
（２）退職を願い出て承認されたとき
（３）満６５歳に達する日の属する年度の末日を迎えたとき
２　前項第３号の規定に関わらず、会長が必要と認めたときはこの限りではない。

（その他）
第３１条　この規則に定めるもののほか、臨時職員の就業に関する必要な事項は、会長が決定する。

附則１　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。
（関係する要領等の廃止）
２　次の各号に掲げる要領等は平成１５年３月３１日をもって廃止する。
（１）社会福祉法人昭和村社会福祉協議会臨時職員取扱要領（平成１０年１２月１５日制定）
（２）社会福祉法人昭和村社会福祉協議会臨時職員賃金支給に関する内規（平成１４年１月１日制定）
（３）社会福祉法人昭和村社会福祉協議会臨時職員年次有給休暇取扱内規（平成１４年４月１日制定）
附　則　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。
附　則　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。
附　則　この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
附　則　この規則は、平成２０年１月１日から施行する。
附　則　この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
附　則　この規則は、平成２２年６月１日から施行する。
附　則　この規則は、平成２４年１月１日から施行する。
附　則　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。
附　則　この規則は、平成２６年７月１日から施行する。
附則１　この規則は、平成２６年８月１日から施行する。
２　この規則の施行期日において、臨時職員としての雇い入れ期間が継続して６年を超える者については、一律５年４ヵ月の雇用期間と見なすものとする。
附　則　この規則は、平成２９年１月１日から施行する。
附　則　この規則は、平成３０年４月１日から施行する。
附　則　この規則は、令和２年４月１日から施行する。
附　則　この規則は、令和３年４月１日から施行し、継続雇用する職員には令和３年３月３１日を１年経過として適用する。
附　則　この規則は、令和３年８月１日から施行する。
附則１　この規則は、令和４年２月１日から施行する。
２　介護職員処遇改善支援補助金及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業（名称は問わず目的が同様の制度を含む）に該当する職員の時間給は、第２０条の規定により算出された時間給に１００分の１０６を乗じた額とする。
附　則　この規則は、令和５年１月１日から施行する。
附則１　この規則は、令和６年２月１日から施行する。
２　介護職員処遇改善支援補助金（名称を問わず目的が同様の制度を含む）に該当する職員の時間給は、第２０条の規定により算出された時間給に１００分の１０２を乗じた額とする。